

(様式3)

公立病院改革プランの概要

団 体 名		五 戸 町							
プランの名称		五戸総合病院改革プラン							
策 定 日		平成21年 3月31日							
対 象 期 間		平成21年度 ~ 平成25年度							
病院の現状	病 院 名	国民健康保険 五戸総合病院							
	所 在 地	青森県三戸郡五戸町字沢向17番地3							
	病 床 数	174床							
	診 療 科 目	内科、外科、産婦人科、眼科、小児科、耳鼻いんこう科、整形外科、脳神経外科、皮膚科							
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>当院は、五戸地方唯一の救急告示病院として、町民はもとより周辺市町村住民の救急医療を取り扱う。</p> <p>当院では、内科をはじめ外科、産婦人科、小児科、整形外科及び脳神経外科の入院部門並びに眼科、耳鼻いんこう科及び皮膚科の、地域の民間医療機関では担えない不採算医療部門に関わる医療を提供する。</p> <p>当院では、MRI・CTなどによる診断等、地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療を提供する。</p>							
一般会計における経費負担の考え方 (繰出基準の概要)		<p>収益的収支へ繰り入れるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設改良費に要する経費(企業債償還利子)：企業債償還利子の1/2(ただし、平成14年度までの着手分にあつては、企業債償還利子の2/3) 2. リハビリテーション医療に要する経費：リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 3. 小児医療に要する経費：小児医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 4. 救急医療の確保に要する経費：救急医療の確保に要する経費 5. 高度医療に要する経費：高度医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 6. 保健衛生行政事務に要する経費：集団検診等の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額 7. 経営基盤強化対策に要する経費 <ol style="list-style-type: none"> ア. 医師確保及び看護師等の研究研修に要する経費：研究研修に要する経費の1/2 イ. 病院事業の経営研修に要する経費：研究研修に要する経費の1/2 ウ. 経営健全化対策に要する経費(不良債務解消のための繰入額)：不良債務解消額 エ. 病院事業会計に係る追加費用の負担に要する経費：追加費用の負担額 8. 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費：基礎年金拠出金に係る公的負担額 9. 児童手当に要する経費：児童手当支給に要する額 10. 一時借入金利息に要する経費(今計画に係るもの)：〔前年度不良債務額 - (当年度不良債務解消額) × 1/2〕 × 利率 11. その他(経営健全化期間における繰入れ)：不良債務解消に要する経費 <p>資本的収支へ繰り入れるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建設改良費：建設改良費の1/2 2. 企業債償還元金：企業債償還元金の1/2(ただし、平成14年度までの着手分にあつては、企業債償還元金の2/3) 							
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標 (主なもの)	19年度 実績	20年度 実績	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備 考
	経常収支比率(%)	96.3	93.8	93.2	95.7	95.0	98.9	100.0	
	不良債務比率(%)	7.6	0.1	3.0	1.8	1.0	0.6	0.9	
	医業収支比率(%)	94.6	93.0	90.9	93.9	93.2	97.3	98.4	
	職員給与と費対医業収益比率(%)	52.2	53.6	54.5	52.9	52.7	52.6	51.9	
	病床利用率(%)	84.5	80.6	77.2	84.5	84.5	84.5	84.5	
上記目標数値設定の考え方		<p>当該事業の実情を考慮した場合、経常収支比率は、平成25年度までに経常黒字化を目指す。</p> <p>医業収支比率及び病床利用率を上げ、職員給与と費対医業収益比率を下げるよう設定した。</p>							

				団体名 (病院名)		五戸町 (国民健康保険 五戸総合病院)			
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考	
	年延入院患者数(人)	53,823	51,210	51,611	53,290	53,436	53,290	53,290	
	年延外来患者数(人)	122,381	114,870	119,718	119,882	120,643	119,961	120,825	
	年延手術件数(件)	447	466	470	470	470	470	470	
	救急車による患者数(人)	454	396	400	400	400	400	400	
経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	平成14年度から「第五次病院事業経営健全化計画」を策定し、委託可能な業務について民間への委託を実施してきたが、今後においても継続して業務の内容や経費について見直しをしていく。 倉石診療所の統合により、従来それぞれ契約していた同種の委託業務などを、包括的契約への移行について見直しをしていく。							
	事業規模・形態の見直し	平成20年9月から倉石診療所を統合のうえ、当該診療所の診療日数を週5日から週1日へ変更し、医師等への負担の軽減を図る。 従来倉石診療所に勤務していた医師を、当院へ配置換えすることにより、当院内科医師の診療負担の軽減を図る。 平成18年度に病床を198床から174床へ削減し、病床の利用効率化を図った。今後においても入院患者数の動向により病床数の見直しをしていく。							
	経費削減・抑制対策	平成14年度から「第五次病院事業経営健全化計画」を策定し、経費削減を推進してきたが、今後においても継続をしつつ、必要に応じて見直しをし、よりいっそう経費の削減・抑制を図っていく。 電気の供給は従来自家発電により賄ってきたが、原油価格の高騰により、平成20年8月からは東北電力からの購入へ切り替えた。(年間150万円の削減) 平成21年度から病院職員互助会交付金の交付を廃止する。(年間63万円の削減) 平成21年度にレセプト電算処理システム(倉石診療所)を導入し、職員の時間外勤務手当を削減する。(年間20万円の削減)							
	収入増加・確保対策	診療報酬の改正により、加算科目の見直しを実施 ・退院調整加算 (年間 5万円の増収 平成20年度から) ・後期高齢者退院調整加算 (年間 30万円の増収 平成20年度から) ・検体検査管理加算 (年間 230万円の増収 平成20年度から) ・糖尿病合併症管理料 (年間 5万円の増収 平成20年度から) ・CT撮影 (年間 450万円の増収 平成20年度から) 倉石診療所の統合による外来収益(年間5,000万円の増収 平成21年度から)							
	その他	職員の接遇研修を随時実施し、住民・患者への対応の改善を図る。							
各年度の収支計画		別紙1のとおり							
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	73.70%	18年度	79.10%	19年度	84.50%		
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本的見直し、施設の増改築計画の状況等	病床数等については、再編・ネットワーク化計画の具体化と併せて検討							

団体名 (病院名)	五戸町 (国民健康保険 五戸総合病院)
--------------	------------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する八戸地域保健医療圏には、下記の5つの公立病院が開設されている。 ・八戸市立市民病院 584床(一般528床、精神50床、感染症6床) ・おいらせ病院 76床(一般76床) ・三戸中央病院 144床(一般144床) ・五戸総合病院 174床(一般174床) ・名川病院 66床(一般26床、療養40床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	青森県保健医療計画より(平成20年7月) ・自治体病院を巡る医師不足や厳しい経営環境を踏まえ、自治体病院機能再編成を推進し、急性期医療や高度救急を担う中核病院と回復期医療を担う病院との適切な役割分担のもとに、地域完結型の医療ネットワークの構築を目指す。 ・自治体病院機能再編成を通じて、圏域の中核病院の充実を図り、地域医療の中心的な存在として、広域的な医師派遣の拠点機能なども含めた地域医療支援機能を担う。 ・自治体病院機能再編成を通じて、保健・医療・福祉サービスの一体的な取組を促進する。 ・機能再編成に当たっては、「公立病院改革ガイドライン」で示されている「再編・ネットワーク化」の視点を踏まえ対応するものであり、必要に応じ自治体病院のみならず、公的病院等をはじめ民間医療機関の医療機能を視野に入れた検討を進める。	
再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<時期> 平成20年 4月 ～平成21年12月 平成21年 9月 平成21年10月 平成22年 1月 平成22年 3月 平成20年10月 ～平成23年 3月	<内容> 圏域内公立病院事務局長等会議を通じて、圏域の再編・ネットワーク化について複数回検討する。 圏域内公立病院長・事務局長等会議を開催し、これまでの検討内容を協議する。 圏域内の首長・病院長等を構成メンバーとする再編成協議会を開催し、これまでの検討内容を報告する。 圏域内公立病院長・事務局長等会議を開催し、最終計画(案)を協議する。 圏域内の首長・病院長等を構成メンバーとする再編成協議会を開催し、計画の了承を得る。 青森県南地域の産科医療の確保・充実・強化のため、八戸市立市民病院及び三沢市立三沢病院と連携して、ネットワークの構築・産科専門医養成等のための研究事業を実施している。	
	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	公営企業法全部適用
経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<時期> 平成20年 9月 平成21年10月 平成22年 3月	<内容> 倉石診療所を統合 老朽化による、倉石診療所の改修費を削減するため、当該診療所を隣接する町保健福祉センター内へ移転する。 公営企業法全部適用等の経営形態について「五戸総合病院健全化推進会議」において検討する。	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	「五戸総合病院健全化推進会議」において、改革プランの取組状況の点検・評価を行う。 <構成メンバー> 院長、副院長、医療技術局長、総看護師長、事務局長、事務局次長、副総看護師長、副薬剤長、臨床検査科技師長、中央放射線科技師長、リハビリテーション診療科副技師長、栄養科技師長、学識を有する者、町総務課長	
	点検・評価の時期 (毎年 月頃等)	毎年7月頃前年度の実績を点検・評価し、町のホームページ等で公表する。	
その他特記事項	地域医療確保のため、毎年一定額の医療機器の導入・更新をしているが、資金不足額が増額する見込みの場合には、翌年度は取り止めて経営の安定化を図る。		

(別紙)

団体名 (病院名)	五戸町 (国民健康保険五戸総合病院)
--------------	-----------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度								
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度(見込)	23年度(見込)	24年度(見込)	25年度(見込)	
収 入	1. 医 業 収 益 a	2,383	2,342	2,350	2,356	2,459	2,465	2,456	2,457	
	(1) 料 金 収 入	1,966	1,940	1,890	1,873	2,023	2,029	2,023	2,027	
	(2) そ の 他	417	402	460	483	436	436	433	430	
	うち他会計負担金	188	164	229	260	208	207	204	201	
	2. 医 業 外 収 益	339	358	315	339	318	311	302	295	
	(1) 他会計負担金・補助金	299	319	277	305	284	277	268	261	
	(2) 国 (県) 補 助 金			1						
	(3) そ の 他	40	39	37	34	34	34	34	34	
	経 常 収 益 (A)	2,722	2,700	2,665	2,695	2,777	2,776	2,758	2,752	
	支 出	1. 医 業 費 用 b	2,522	2,475	2,526	2,593	2,618	2,646	2,524	2,498
(1) 職 員 給 与 費 c		1,262	1,222	1,259	1,284	1,301	1,300	1,291	1,276	
(2) 材 料 費		384	370	382	395	407	408	407	407	
(3) 経 費		636	657	664	697	686	687	684	680	
(4) 減 価 償 却 費		234	219	215	212	219	246	136	130	
(5) そ の 他		6	7	6	5	5	5	6	5	
2. 医 業 外 費 用		343	329	316	300	283	277	264	253	
(1) 支 払 利 息		258	247	234	221	202	194	182	171	
(2) そ の 他		85	82	82	79	81	83	82	82	
経 常 費 用 (B)		2,865	2,804	2,842	2,893	2,901	2,923	2,788	2,751	
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	143	104	177	198	124	147	30	1		
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	244		220						
	2. 特 別 損 失 (E)	12	3	7	7	4	4	4	4	
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	232	3	213	7	4	4	4	4	
純 損 益 (C) + (F)	89	107	36	205	128	151	34	3		
累 積 欠 損 金 (G)	3,853	3,960	3,924	4,129	4,257	4,408	4,442	4,445		
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	370	422	435	391	391	402	407	418	
	流 動 負 債 (イ)	587	599	433	461	436	426	421	396	
	うち一時借入金	460	480	330	330	330	320	315	290	
	翌年度繰越財源(ウ)									
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)									
	不良債務 差引 { (イ)-(エ) } - (ア)-(ウ) (オ)	217	177	2	70	45	24	14	22	
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	239	40	179	72	25	21	10	36		
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	95.0	96.3	93.8	93.2	95.7	95.0	98.9	100.0		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	9.1	7.6	0.1	3.0	1.8	1.0	0.6	0.9		
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	94.5	94.6	93.0	90.9	93.9	93.2	97.3	98.4		
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	53.0	52.2	53.6	54.5	52.9	52.7	52.6	51.9		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	217	177	2	70	45	24	14	22		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	9.1	7.6	0.1	3.0	1.8	1.0	0.6	0.9		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	9.1	7.6	0.1	3.0	1.8	1.0	0.6	0.9		
病 床 利 用 率	83.3	84.5	80.6	77.2	84.5	84.5	84.5	84.5		

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	五戸町 (国民健康保険五戸総合病院)
--------------	-----------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度(見込)	23年度(見込)	24年度(見込)	25年度(見込)	
収入	1. 企業債	18	65	4	300	167	8	10	8	
	2. 他会計出資金	142	154	166	173	179	186	198	203	
	3. 他会計負担金									
	4. 他会計借入金									
	5. 他会計補助金									
	6. 国(県)補助金	2	6	3	19	43	3		3	
	7. その他									
	収入計 (a)	162	225	173	492	389	197	208	214	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)									
	前年度許可債で当年度借入分 (c)									
	純計(a) - ((b) + (c)) (A)	162	225	173	492	389	197	208	214	
	支出	1. 建設改良費	45	31	16	78	210	11	11	11
		2. 企業債償還金	215	280	243	510	272	286	313	319
3. 他会計長期借入金返還金										
4. その他										
支出計 (B)		260	311	259	588	482	297	324	330	
差引不足額 (B) - (A) (C)	98	86	86	96	93	100	116	116		
補てん財源	1. 損益勘定留保資金	98	86	86	96	93	100	116	116	
	2. 利益剰余金処分量									
	3. 繰越工事資金									
	4. その他									
計 (D)	98	86	86	96	93	100	116	116		
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0		
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)										
実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	0	0		

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度(見込)	23年度(見込)	24年度(見込)	25年度(見込)
収益的収支	(148,993) 730,670	(0) 482,068	(80,304) 725,491	(78,844) 565,007	(0) 492,154	(0) 484,136	(0) 471,960	(0) 461,983
資本的収支	(0) 142,310	(5) 153,626	(2,662) 165,554	(0) 173,284	(0) 178,885	(0) 186,191	(0) 198,313	(0) 202,781
合計	(148,993) 872,980	(5) 635,694	(82,966) 891,045	(78,844) 738,291	(0) 671,039	(0) 670,327	(0) 670,273	(0) 664,764

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。